

平成 23 年度

# 震災緊急おうえん資金のご案内

(平成 23 年 5 月 23 日現在)

名古屋市中小企業振興センター

この資金は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）が平成 23 年 5 月 2 日に成立したことを受けて、東日本大震災により著しい影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するために設ける融資制度です。

## 1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、法第 128 条第 1 項に規定する次のいずれかの要件に該当することについて認定等を受けている方です。

- ①特定被災区域<sup>※1</sup>において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施していることにより、原則として震災の発生後の最近 3 か月間の売上高等<sup>※2</sup>が前年同期に比べて 10%以上減少している中小企業者
- ②東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛によって、原則として震災の発生後の最近 3 か月間の売上高等<sup>※2</sup>が前年同期に比べて 15%以上減少している中小企業者 等

※1 特定被災区域とは、法第 2 条第 3 項に規定する区域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村）です。詳細は、中小企業庁ウェブサイトで確認できます（<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html>）。

※2 最近 3 か月間の売上高等には、震災の発生後の 1 か月の売上高等が前年同月に比べて上記同%以上減少し、かつ、その後の 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比べて上記同%以上減少することが見込まれることを含みます。

## 2 融資条件

融資限度額	無担保 8,000 万円 有担保 2 億円	} 最大 2 億 8,000 万円
資金用途 融資期間 (据置期間)	設備・ 運転 { 3年以内 (原則6か月以内) 年1.1% 5年以内 (原則6か月以内) 年1.3% 7年以内 (原則12か月以内) 年1.4%	
融資利率	設備 10年以内 (原則12か月以内) 年1.5% (平成23年5月23日現在)	
保証料率	年 0.72% (中小企業会計割引等、上記保証料率を引下げ場合があります。)	
担保及び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定	

### 3 融資の取扱期間

平成23年5月23日(月)申込受付分から平成24年3月31日(土)までの貸付実行分まで

### 4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関(市内店舗)にお申込みください。

銀行	三菱東京UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三重・近畿大阪・第三・名古屋・愛知・中京・岐阜
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春
その他	商工組合中央金庫

### 5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
  - 信用保証委託契約書
  - 個人情報の取扱いに関する同意書
  - 印鑑証明書
  - 確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
  - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
  - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
  - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
  - 法第128条第1項に該当することの認定書(本店所在地の市町村長が発行したもの)等
- ※ 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

} 名古屋市信用保証協会所定様式

### 6 その他

この融資制度は、責任共有制度※の対象外です。信用保証協会の保証割合は100%となります。

※ 責任共有制度とは、平成19年10月1日から全国の保証協会に導入された制度です。

保証付融資は一部を除いて、従前の原則100%保証から80%保証となりました。

### 7 お問い合わせ先

#### (1) 融資制度全般に関すること

名古屋市中企業振興センター

名古屋市中区千種区吹上二丁目6番3号(中企業振興会館6階)

電話 052(735)2100

#### (2) 保証制度等に関すること

名古屋市信用保証協会

名古屋市中区栄二丁目12番31号

電話 052(212)3011